

# 令和7年度 第1回 熱中症対策推進会議 幹事会 議事録

■開催日時：令和8年3月19日（木）14:00～15:00

■開催方法：オンライン（Microsoft Teams）

## ■議事録

開会

14:00

環境省  
（高山）

ただいまから、令和7年度第1回熱中症対策推進会議幹事会を開会します。

14:00

私は環境省環境保健部 熱中症対策室長の高山と申します。本日の議事進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

関係府省庁の皆様におかれては、お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。始めに、本幹事会についてお知らせいたします。

本幹事会は、会議自体は非公開ですが、配付資料および議事概要につきましては、後日環境省のホームページに掲載する予定です。また、会議におきまして、御発言をされる際は、マイクとカメラをオンにしてお願いいたします。ご質問やご意見がある方はリアクションボタンにてお知らせください。

議事録作成のため、録画をさせていただきますのでご了承ください。それでは議事に入りたいと思います。議事次第をご確認いただければと思いますが、本日議事が多くございますので、議題の1から6までのご説明を連続して行った後に、まとめて、1から6までの質疑応答の時間を設けたいと思います。その後の議題の7については、各省庁からのご報告事項になりますので、質疑応答の時間は特段設けない予定としています。それでは早速、議事の1番目、令和7年度の熱中症対策に係る環境省の取り組み及び熱中症対策実行計画の見直しについて、環境省よりご説明いたします。

環境省  
（小笠原）

環境省熱中症対策室の総括補佐を務めております小笠原と申します。よろしくお願い致します。私から資料1を用いて、大きく三つの項目について報告いたします。一点目は、熱中症特別警戒

アラートについてでございます。二点目は普及啓発について、三点目は熱中症対策実行計画の改正の進め方ということで、順に説明させていただきます。まず一点目、熱中症特別警戒アラートの変更点について説明いたします。次のスライドをお願いします。はじめに、熱中症特別警戒情報、熱中症警戒情報の発表状況について簡単に説明いたします。資料の左上をご覧くださいと、熱中症特別警戒情報については、令和7年度の発表回数は0回ということになってございます。視点を右に移していただき、紫色の四角の中の熱中症警戒情報の発表実績をご覧ください。延べ1749回、発表日数は111日という形になりまして、過去最多となりました。発表地域は54地域となりました。続いて資料の中ほどをご覧ください。警戒情報の月別の発表実績をグラフでお示しております、令和7年度はオレンジ色の棒グラフでございますが、6月から既に暑くなり、6月から9月までの長い期間において、警戒情報の発表が続いていたということがわかるかと思えます。

次のスライドをお願いします。

続いて、熱中症警戒情報と特別警戒情報の仕組み等について、簡単に説明をさせていただきます。左側をご覧ください。熱中症警戒情報、一般名称は熱中症警戒アラートであり、気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合に発表されるものでございます。先ほど申し上げた通り、令和7年度は1749回と多数発表されたものでございます。次に、熱中症特別警戒情報については、気温が特に著しく高くなることにより人の健康に係る重大な被害が生ずる恐れがある場合に発表するものであり、発表基準も通常の警戒情報とは異なります。熱中症特別警戒情報については、法改正から現時点に至るまで、発表実績はありません。下の米印をご覧ください。この熱中症特別警戒アラートにつきましては、運用の改善を行うということで、昨年11月から有識者による検討会を開催してきたところでございます。熱中症特別警戒アラート等の今後のあり方について議論をいただいた結果、一部の情報提供地点については、令和8年度から熱中症特別警戒情報の発表の際に参照しないことといたしました。次のスライドでご説明いたします。

スライドの1ポツ目にある通り、昨年11月から会議を開催し、各情報提供地点における暑さ指数の傾向を踏まえて、熱中症特別警戒情報の発表の判断の際に参照しない地点を検討したということでございます。具体的には、例えば標高の高い情報提供地点においては、都道府県内の他の情報提供地点と比べて、暑さ指数が

高くなりにくいといったような傾向があります。こうした傾向を踏まえて、統計学的手法を用いて専門家の先生方に分析していただき、昨年12月17日に開催された第2回ワーキンググループにおいて、スライドに記載されている地点を参照しない地点とし、令和8年度から適用することを了承いただきました。現在、省令改正等の手続を行っているところでございまして、4月1日には改正省令が公布・施行される見込みでございます。

続いて、普及啓発について簡単に報告いたします。次のスライドをお願いします。

熱中症予防強化キャンペーンの一環として、環境省としても様々な施策に取り組んでいるところでございまして、左上から順に、環境省公式 SNS、X、Facebook、LINE 等を通じた情報発信、そして、原宿、表参道等の大型ビジョンにおける暑さ指数の情報発信、また動画の作成・活用等を行っているところでございます。

次のスライドをお願いします。

先ほどのスライドに続き、様々な関係者にご協力いただき普及啓発を進めております。左上から順に鉄道事業者によるポスターの掲示、熱中症予防イベントへの出席・講演会等の実施、日本サッカー協会と連携した動画作成・活用に取り組んでおります。また、郵便局での普及啓発、ラジオを通じた普及啓発、熱中症予防広報大使の任命等も行わせていただき、様々な関係者の方にご協力いただいて、熱中症対策の普及啓発を進めてまいりました。

次のスライドをお願いします。

ご参考ですが、環境省が運営する熱中症予防情報サイトへのアクセス数について、令和7年度は累計で1億7000万ビューをいただいております、引き続き国民の皆様が利用しやすいようなサイトの運営に努めてまいりたいと考えております。次のスライドをお願いします。

最後に、熱中症対策実行計画改定の進め方について共有させていただきます。次のスライドをお願いします。

皆さんもご承知の通り、熱中症対策実行計画については中期的な目標（2030年）として、熱中症による死亡者数が現状から半減することを目指すこととしています。関係省庁の施策についても、「3. 管理者がいる場等における熱中症対策」を中心に記載されているところでございます。熱中症対策実行計画の見直しについ

では、令和8年度を目途に予定しているところでございます。次のスライドをお願いします。

このスライドは、あくまで熱中症対策実行計画の改定の進め方のイメージ案を示しており、必ずしもこの通りに進むとは限らず、今後の状況を踏まえ変更される可能性があります。2026年の4月、すなわち来月に中央環境審議会という審議会の下に熱中症対策小委員会というものを新設し、議論のキックオフを始める予定でございます。

その後、9月頃に第2回、12月頃に第3回を開催させていただき、冬頃に計画改定の取りまとめ及びパブリックコメントに進みまして、2026年度内を目途に、第2回熱中症対策推進会議を開催し、閣議決定をする予定でございます。この熱中症対策実行計画の見直しに向け、関係省庁の皆様から、各省の熱中症対策の今後の取組についてヒアリングをさせていただき予定でございます。各省の皆様が今後、熱中症対策を強化していく中で、熱中症対策実行計画に反映できるものはさせていただきたいと考えております。追って当室から関係省庁の皆様にはヒアリングの依頼をさせていただきますので、ぜひご協力のほどよろしくお願いいたします。私から説明は以上です。

環境省  
(高山)

14:09

続きます。議題2の全国の熱中症による救急搬送状況についてでございます。資料のご説明について、消防庁からよろしくお願いいたします。

消防庁  
(岡地)

14:09

はい。消防庁救急企画室長の岡地でございます。熱中症による救急搬送人員の状況についてご説明させていただきます。資料の2をお願いいたします。

ありがとうございます。昨年、令和7年の5月から9月までの熱中症による救急搬送人員は、一番右でございますが、10万510人となりまして、調査を開始した平成20年以降で最多の搬送人員、初めて10万人を超えたという状況になってございます。一昨年、令和6年も過去最多となりまして、2年連続で過去最多を更新しているというような状況であります。次のスライドをお願いいたします。この資料は、令和6年と令和7年の、熱中症による救急搬送状況を週別で見たものでございますけれども、昨年、令和7年、赤色の方でございますが、6月に急激に増加しております。昨年は梅雨明けが早く、6月から非常に厳しい暑

さとなったことが要因ではないかと考えております。消防庁から以上でございます。

環境省  
(高山)

ありがとうございました。続きまして、議題の3、熱中症対策実行計画に基づく政策の進捗状況について、こちらも環境省からご説明いたします。

14:10

環境省  
(小笠原)

続いて、私の方から引き続き議題3について、資料3を用いて説明いたします。資料3の1につきましては、非常に細かい内容となっておりますので、ここで詳細にご説明することは差し控えたいと思います。各省の皆様は熱中症対策実行計画に基づく政策の実施内容について更新いただきまして、ありがとうございました。引き続き、令和8年度も対策に取り組んでいただければと考えてございます。

14:10

資料3の2につきましても、個々の内容について当省から説明することは控えたいと思いますが、関係省庁に更新いただきありがとうございました。引き続き熱中症対策実行計画に基づく進捗状況についてもフォローアップするというので、今後ともご協力いただければと考えております。簡単ですが、議題3についての説明については以上でございます。

環境省  
(高山)

続いて議題の4、令和8年度熱中症関連当初予算案について、こちらも環境省からご説明いたします。

14:12

環境省  
(小笠原)

引き続き、私から資料4についても説明させていただきます。資料4は令和8年度の熱中症関連当初予算案ということで、当初予算に限らず、補正予算についても参考で追記いただいております。こちらについても更新いただきありがとうございました。基本的には金額の値の更新となっておりますが、内容の更新としては、この後ご紹介いただけるかと思いますが、農林水産省から、スマート農業に関して追記をいただいております。加えて、観光庁から、令和7年度補正予算の関係で追記をいただきました。環境省としても、令和7年度補正予算の箇所でも追記しております。補正予算も活用し、しっかりと今年の夏に向けて、またそれ以降に向けて、熱中症対策に各省一丸となって取り組んでいただければと考えておりますので、引き続きよろしく願いいたします。議題4についての説明は以上です。

14:12

環境省  
(高山)

14:13

続きまして議題の5、令和8年夏にかけての気温と気候の気温と天候の見通しについて、気象庁からご報告いただきます。よろしくお願いたします。

気象庁  
(竹内)

14:13

気象庁の竹内です。よろしくお願いたします。資料5についてご説明いたします。次のページお願いたします。

向こう3か月の天候の見通しということで、一枚まとめてございます。実は、毎月3か月予報というのを発表しておりまして、今回の3ヶ月予報が来週ということで、これは2月に発表したもので、3月から5月の天候の見通しとなっております。この向こう3ヶ月間。3月から5月は北東西日本では高く、沖縄奄美では平年並みか高い見込み。3か月の降水量は沖縄奄美で少なく、西日本太平洋側で平年並みか少ない見込みとなっております。

下の図の方は、左下は気温のその月別の予報が出ておりまして、3月は平年並みか高いところが多いで、4月は高いところが多い見込みで、5月は平年並みか高いというような見込みで出しております。降水量は、先ほど上で述べたもので、3か月平均でこのようなイメージというものがございます。次のページお願いたします。その後、夏にかけまして、夏6月から8月の天候の見通しということで、こちらも2月に発表しております。断行気予報というものから持ってきております。こちら全国的に暖かい空気に追われやすく、夏の気温は高い見込みと、全国的に高い確率が高くなっております。

夏の降水量と梅雨時期の降水量は全国的に平年並みの見込みと、そのように気象庁では見越しております。以上です。

環境省  
(高山)

14:15

ありがとうございました。続いて議題の6、令和8年熱中症予防強化キャンペーンについて、環境省からご説明いたします。

環境省  
(小笠原)

14:15

環境省から議題の6について説明いたします。資料6をご覧ください。ただければと思いますが、熱中症予防強化キャンペーンについての実施予定表を、関係省庁の皆様へ更新いただいたものでございます。基本的には昨年と同じであり、一部のみ修正となっておりますが、農林水産省から熱中症等対策声かけ期間等の追加をいただきました。熱中症等対策研修実施強化期間、これも資料下部になりますけれども、この実施期間を、一か月ほど前倒し、終了期間は昨年と同じということで、期間を延ばしていただいたと理解しております。昨年は、先ほど消防庁の発表にもありましたけれ

ども、6月頃からすでに厳しい暑さとなり、死亡者数、救急搬送者数ともに高い水準となりました。そのため、記載上は、4月から9月までを対象とする取組が多くなっておりこの記載自体を変更する必要はないと考えておりますが、政府として今年はより早い段階、具体的には4月、5月頃から熱中症対策の普及啓発等に積極的に取り組んでいく必要があると考えているところです。本日出席いただいている関係省庁の皆様におかれても、早期からの普及啓発等の取組にご協力を賜れば幸いです。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。私からの説明は以上です。

環境省  
(高山)

14:17

以上、議題の1から6までご説明をいただきましたが、内容について、ご質問やご意見がございましたらば、お願いしたいと思います。

特にございませんでしょうか。今、議題の6で説明いたしました資料の6につきましては、来年度の4月以降、関係省庁で、連携して行います熱中症予防強化キャンペーンなどで、一覧表として用いる予定です。資料6としてご提示させていただいた資料で公開されますので、これで確定をさせていただきたいと思っております。確定しました本資料については、今年の4月以降に発出いたします熱中症対策に関する事務連絡に毎年添付しておりますけれども、今回も添付する予定でおります。なお、この事務連絡について、関係省庁様に別途協議させていただく予定ですので、その際にはご協力のほどよろしくお願いいたします。

では特に、議題1から6までご質問などがなければ、議題の7に移りたいと思っております。議題の7は関係省庁からの取り組みのご報告でございます。本日、話題提供という形でお寄せいただいている各省庁さんにご報告いたします。まず文部科学省さんからお見せしたいと思います。よろしいでしょうか。

文部科学省  
(大塩)

14:19

はい。文部科学省安全教育推進室の大塩と申します。私からは、学校体育館等への空調設置に関する文科省の取り組み状況についてご説明させていただきます。次のページをお願いします。

近年、自然災害が頻発化、激甚化しており、避難所となる学校体育館の空調整備が喫緊の課題となっています。令和7年5月時点における公立学校の体育館の空調整備状況22.7%で、このうち、避難所にもなる公立学校の学校体育館の空調整備率整備状況は23.7%となっています。教室の空調整備状況が令和6年9月時点でほぼ100%であることと比べると、まだまだ低い状況にあり、整備状況には地域差も見られます。次のページをお願いします。

令和7年6月には第一次国土強靱化実施中期計画が閣議決定され、こちらにおいて学校施設の耐災害強化耐災害性強化として、令和17年度までに避難所となる公立学校体育館の空調整備の設置上完了率が100%となるように、目標が定められております。ページをお願いします。

文部科学省では、こうした状況を受けて、令和6年度補正予算により、公立小中学校等の体育館への空調整備について、令和15年度を期限に補助率を1/2に引き上げて補助を行っております。さらに、令和7年度補正予算以降補助単価と上限額については、電気とガスで分けて設定するとともに、上限額の引き上げを行いました。物価高等を踏まえて補助単価も上げております。次のページをお願いします。

こちら補助のポイントについてです。①にある通り、補助率は1/2となっており、地方負担分については②の通り。地方負担額の100%に地方債の充当が可能であり、その元利償還金の50%に地方交付税措置が講じられることとなっております。つまり、実質的な地方負担の割合としては25%ということになります。また、補助単価については、③にあります通り、昨年度の補助単価から拡充し、EHP 電気で61万円、GHP ガスで86万円となっております。交付金の要件としては、大きくは避難所とされている学校であること、断熱性が確保されることとなっておりますが、この断熱性を確保するための工事にかかる費用についても交付金の対象となっております。この断熱性の確保については、断熱性の確保は後年度実施が可能と書いております通り、空調の設置年度と異なる年度に断熱工事を行った場合でも、補助対象とするとともに、建物の実情に応じた工事のやり方で断熱性の確保を可能としており、断熱工事のやり方、またその時期に関して柔軟な整備を可能としているところです。

ここまでの空調を設置する際のイニシャルコストに関わる部分になりますが、⑤に記載している通り、設置した後の光熱費につきましても、令和7年度から新たに普通交付税措置が講じられます。次のページをお願いします。

こちら従来の補助メニューと比較した表となっております。ご参考となります。次のページをお願いします。

こうした補助のほか、地方公共団体からのご意見を踏まえ、契約手法の工夫により、短期間で複数校整備した事例や、工事による授業への影響を抑制した事例などを作成しているものです。

スライドページ飛んでいただいて、スライド9ページをお願いします。

ます。

ありがとうございます。空調設備整備とセットで行われる断熱工事について、経済的な面にも配慮しつつ、効果的効率的な整備の事例を紹介するなど、促進に向けた取り組みを行っております。事例集は空調整備と合わせて断熱対策を行ったものと、断熱・遮熱対策の種別ごとにまとめたものの2種類公表をしております。引き続き、公立学校体育館の空調整備の加速化に向けて取り組んでまいります。文部科学省からは以上です。

環境省  
(高山)

ありがとうございました。続きまして、スポーツ庁から、ご報告いただけますでしょうか。

14:23

スポーツ庁  
(菅原)

スポーツ庁、健康スポーツ課の菅原と申します。資料8のタイトルをご覧ください。運動・スポーツ中の安全対策の評価改善のためのガイドラインについて、ご説明をさせていただきます。下に趣旨がございますけれども、運動・スポーツに関わる組織や個人、そういったものが科学的知見に基づいて常に必要な知見を更新し、自身が行っている安全対策の評価改善を図っていくことを支援するために、共通して必要となる事故防止対策などを取りまとめたものでございます。今年の1月に取りまとめて、公表を行いました。こちらの背景としましては、スポーツ団体が、それぞれのスポーツごとに、安全対策を取りまとめて公表しているところがございますが、こうしたものに共通して、必要となる事項というものを取りまとめたものがございませんでした。そのため、この度熱中症を含む形で、こちらのガイドラインを取りまとめたところがございます。中段の右側をご覧ください。ガイドラインの構成というところがございまして、5分冊で構成をしております。1番が運動・スポーツを実施する個人向けになります。2番目が運動・スポーツの指導者向け、ナショナルチームの指導者から、地域クラブ活動の指導者まで、幅広く含んだものとなっております。また、3番目が、運動・スポーツに関する大会イベント等の主催者向けということで、国際競技大会から、学生や社会人、市民のイベント等を含んでおります。4番目は運動・スポーツ活動の運営者向けということで、例えば運動部活動やスポーツ少年団などを含んでおります。そして最後、5番目が、運動・スポーツ関連施設の設置管理者向けになりまして、スタジアムや体育施設、そういったところの運営者向けの5分冊という形になっております。次のページをお願いいたします。

14:23

今申しあげました5分冊ごとに、それぞれどういった要素が書かれているかという全体を俯瞰した一覧になっております。最初の1番の個人向けですと、最初に外傷障害を防ぐための日常的な体づくりから始まっておりますが、4番に自然環境要因の事故を防ぐための対策ということで、この中で熱中症予防を扱っているところでございます。

こうした形で、2番の指導者向けでも熱中症予防対策を記載しておりますし、それぞれ③④⑤につきましては、事故が発生した場合の対応の中で記載をしており、一通りすべての対象者向けに、熱中症に関する対策の包括的な内容を、それぞれに適した形で配置し、周知を図っているところでございます。次のページをお願いいたします。

こちらのガイドブックでございますけれども、有識者会議を設置いたしまして、5回にわたり議論を行い、25名の先生方のご意見を踏まえながら、また関係省庁として、オブザーバーとして、5省庁から、ご参加いただきながら整理をまいりました。今後、スポーツ庁としましては、こうしたものを地方公共団体やスポーツ団体を通じて広く周知しながら、熱中症対策について、しっかり対応してまいりたいと考えているところでございます。スポーツ庁からは以上でございます。

環境省  
(高山)

ありがとうございました。続きまして、厚生労働省、よろしくお願いいいたします。

14:28

厚生労働省  
(佐々木)

はい。厚生労働省労働衛生課、佐々木でございます。よろしくお願いたします。私の方から、職場における熱中症防止対策についてということで、去年もこの場でご説明しましたが、この1年間の動きについて簡単にご紹介します。最初のスライドお願いたします。

14:28

昨年ですね、ご説明いたしました省令改正をその後行いました。労働安全衛生規則でございますけれども、熱中症による死亡災害、これをですね、なくしていく、減らしていく、そういうことのために事業者に対しまして、早期発見のための体制整備等、これを罰則付きで義務付けることといたしました。内容はご覧の通りです。昨年6月1日に施行してございます。その結果どうなったかが、次のスライドでございます。

年次推移で表してございますが、昨年の状況、一番右にございます。2025年のデータです。まず折れ線グラフの方でございます

が、死傷者数の推移です。あくまでも12月末速報値のものであることをご理解ください。昨年夏暑かったこともございまして1681名と約4割、増えております。一方で、そのうち死亡者数でございしますが、これは棒グラフです。これは30名から15名ということで、半減しました。全体的に増える中で、死亡に限っては減っているということです。もちろん、確定値は5月になってみないとわかりませんので、現時点で、確定的なことを言うのは早計でございますけれども、このたびの省令改正、一定程度効果があったのではないかと、というふうに考えているところでございます。次のスライドをお願いします。

死亡者数減って、よかったよかった、では済まされないでしょう。やはり熱中症の罹患そのものを抑えていくといった取り組みが必要でございます。そうしたことから、昨年末からこの3月にかけてですね、ご覧の有識者による検討会を設置開催いたしました。新しく立ち上げた検討会でございます。この中で、平時からの健康管理も含めた予防策について、有識者の皆様方にご議論いただきました。構成のメンバーを見ていただくと分かりますように、特に熱中症で被災が多い各業界の関係者に、出席いただいております。

そして、オブザーバーには、各関係省庁の方々にもお忙しいところをご出席賜りました。この場をお借りして改めて御礼を申し上げます。次のスライドをお願いします。

その検討会の報告書、概要はこちらでございます。

先ほど申し上げました令和7年夏の状況、これを振り返りながら3の検討結果です。大きく2点ございまして、1つは重篤化の防止に関しては、引き続きこの改正省令に基づく措置の徹底を図っていくということが、まとまりました。

そして2つ目、予防策の強化でございますけれども、熱中症の罹患リスク、そういうものを低下させるために、この度、包括的に対策をまとめたガイドラインを策定することといたしました。その他様々なご議論ございましたけれども、この場を借りて紹介申し上げたいのは、ある構成員から、各省庁で熱中症対策関連の予算というのがありますと、それを一元化して、見える化してほしい。そういった趣旨のご提言ございました。ぜひですね、お汲み取りいただき、何かしら、ご検討いただけたら大変ありがたいと思っております。

検討会自体は、一旦本年度は締めましたが、来年度についても、また、この夏の状況を踏まえながら、検討をしたいと、開催した

いというふうに考えております。次のスライドをお願いします。

先ほど申し上げました、本検討会の成果物としてのガイドライン、その概要を一枚にまとめたものでございます。本体の方は別途お配りしてございますので、また、お時間の許す時に、ご確認いただけたらと思っております。こちらのガイドラインはこれまで示してきた、「職場における熱中症予防基本対策要綱」というものがございまして、それをベースにさらに、充実したものとなっております。

基本的には望ましい対応をパッケージで示して、その中から各事業者がその業種業態に応じて、適切なものを選んでいただく、その際にはちゃんと熱中症のリスクを評価して行うという、まさにPDCA サイクルを回すことをイメージして、そのような建て付けで再整理したものでございます。こちら、3月18日に公表した、もうできたてほやほやのものでございます。この今期の「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」に、活用し、この夏を迎えたいと考えております。厚労省から以上でございます。

環境省  
(高山)

ありがとうございました。続きまして、農林水産省から、ご報告お願いいたします。

14:34

農林水産省  
(美保)

農林水産省の美保でございます。よろしく願いいたします。

14:34

農林水産省では、毎年、厚生労働省から人口動態調査のデータをいただき、農作業中の死亡事故の数を調査させていただいているところです。これを行ったところ、令和6年につきましては、前年から51人の増加と死亡者数が非常に増えてしまいました。

農作業事故の多くは農業機械に関する事故が多いのですが、今回、令和5年から6年につきましては、熱中症による死亡者が特に多く、22人増加しているという状況です。左側のグラフでは、農作業中の熱中症の死亡者数を赤い折れ線グラフで示しておりますが、熱中症警戒アラートの発表回数と概ね同じ傾向で推移しています。また特徴として、熱中症以外も、暑い時期の事故が非常に増えており、右側の表では、5月から9月の事故が、52人増えています。これは、熱中症も含む数になりますがけども、熱中症以外も含めて、夏場の事故が増えているという状況です。死因自体は熱中症ではないのですが、暑さに起因して、農業機械の操作

を誤ってしまったり、暑さでクラツときてしまい、転落してしまったりなど、そういった事故が増えていると考察しております。そういった中、農林水産省として、令和8年2月に、「農作業における熱中症等対策総合パッケージ」をまとめさせていただきました。取り組みの内容は大きく2つあり、1つは農業者の方々の安全意識の向上ということで、先ほど環境省さんからもご紹介いただいた、熱中症等対策研修強化期間を設定させていただき、4月から6月に、農業者の集まる場を使って、研修を実施するという関係機関上げて、取り組んでいくということにさせていただきます。また7月から9月を、新しく熱中症対策、声かけ期間ということで、設定させていただいてこちらも関係機関を上げて、各種メディアも活用しながら声かけ運動を展開していきたいと考えています。また、もう一つは、農業者自身の安全意識の向上だけでは、限界もあるだろうと考え、農作業そのものを軽労化・省力化する取組も大事だと考えています。従来から農林水産省で、スマート農業を推進していますので、熱中症対策にも効果がある「ホワイト生産方式」と、呼称を新しく名付けさせていただきました。スマート農業を使うことは、熱中症対策にもなると、推進をしていきたいと考えておりますし、近年は暑いことで農作物にも影響が出ていますので、そういった農作物の暑さ対策は、作業者の暑さ対策にもつながるものでございます。こういったものも関連補助事業を使いながら、推進していくこととしています。先ほど申しあげました安全意識の向上につきましては、研修強化期間の設定のほか、「声かけ期間」を設定させていただき、それぞれ推進していこうと思っております。声かけ期間では、キャッチフレーズとして「いのちをうばう、夏のひとり作業」と書かせていただきました。熱中症で亡くなっている事例を見ると、農作業を一人で行う事故事例が多く、朝出かけて行ったものの、なかなか帰ってこないため、畑を見に行ったら、倒れていて手遅れだというような事故事例が非常に多いことも踏まえ、このようなキャッチフレーズで推進をしていきたいと考えております。また、次のページでは、先ほど申しあげました、省力化、軽量化を行う。ホワイト生産方式のイメージを掲載しています。作物ごとの転換方法を提案させていただき、先ほどの研修の中で、盛り込んで推進していこうと取り組んでいるところです。農水省からは以上です。

環境省  
(高山)

ありがとうございました。続きまして、国土交通省からよろしくお願いたします。

14:39

国土交通省  
(高森)

14:40

国土交通省高森でございます。よろしくお願いたします。国交省からは、建設工事における猛暑対策サポートパッケージということで、特に所管している業界の中でも猛暑の影響を受けやすい建設業の関係について説明をさせていただければと思います。概要版ということで、今日説明させていただく資料は一枚ですが、本編の方は、ワード11枚程度で、インターネット上に公表されておりますので、ご参照いただければと思っております。資料の上の概要のところでございますけれども、先ほど気象庁さんからお話ありましたが、猛暑は今後も続くというふうに想定されておりますので、建設業の担い手を確保するという観点で最新の知見や技術、それから多様な働き方の実現が必要だという背景を踏まえまして、猛暑対策に係る工期の設定ですとか、新技術の導入、それから熱中症対策に係る費用等について支援する取り組みについて、建設工事における猛暑対策サポートパッケージとして、取りまとめたところがございます。こちら令和7年12月に公表しております。具体的な内容ですけれども、概要の下のところ少しまとめさせていただいております。このサポートパッケージを取りまとめている前から運用している内容と、今回、このサポートパッケージの公表に合わせて、新しく実施することとした内容を合わせて、パッケージ化しているという形になっておりまして、新しいものについては後ろに新規という形でつけさせていただいております。まず一番の猛暑期間、時間の作業回避というところになりますけれども、1の2のところを見ていただきまして、猛暑期間を休校可能とする工事発注ということで、猛暑期間を休校可能とする工事発注の実現に向けて、効果ですとか、必要となる費用、それから、取り組みの調査を目的とした試行工事の実施を行うこととしております。こちらについては、直活土木工事において行うこととしているというところがございます。それから次、1の

3でございますけれども、猛暑期間における現場施工回避の協議の明記ということで、こちらはもともと、宇都宮国道事務所で試行的に実施をしていのですが、今回のそのパッケージ化にあたりまして、全国の土木工事に拡充して、受注者が必要だと認めれば、特記仕様書の記載を他事務所に展開できるという形にさせていただきます。次、1の4の猛暑時間の施行回避というところがございます。2つ目のポツですけれども、早朝夜間施行にかかる協議について、発注者が協力することについて、特記仕様書に記載す

ることとしております。次、1の5、一年単位の変形労働時間制というところでございます。こちら一年単位ですね、変形労働時間制の活用に向けた関係者との連携というところを新しく追加をしております、繁忙期は長く働く、閑散期は短く働くというようなことで、対応できるという形にしてございます。次、三番目、右側です。猛暑対策に必要な経費等の確保のところでございますけれども、3の1番、熱中症対策にかかる経費ということで、もともと1ポツのところ、現場管理費ですとか、現場環境改善費での熱中症対策費用の計上というところを行っていたわけですけれども、今回、実態に応じた熱中症対策費用の確保ということで、一つ目のポツの運用実態を踏まえて、必要に応じて、諸経費の項目の見直しなど、そういったことができるという形にしてございます。概要としては以上になりますけれども、詳細を知りたい方は、先ほど申し上げた通り、ホームページ上にワードの資料が公表されておりますので、ご参照いただければと思います。国交省からは以上となります。

環境省  
(高山)

ありがとうございました。続いて観光庁さんから、よろしくお願  
い致します。

14:44

観光庁  
(貴田)

お願いいたします。訪日外国人旅行者数は昨年 4000 万人を超え、かなり増加している状況です。その中で、訪日外国人旅行者  
が旅行中に熱中症を含めた災害に遭うケースが見込まれてきている  
というところで、観光庁としましては、今現在、首都圏等に一  
極集中している訪日外国人旅行者について、地方誘客促進をして  
いかなければならないという課題がございます。そういった中  
で、訪日外国人旅行者が、日本各地を安全・安心に訪れることが  
できる旅行環境整備が必要であり、地域における観光客に対して  
の危機管理体制の検討・構築、またクマ対策等においても、対応  
が必要だと考えております。その中で、今回、熱中症対策とし  
て、観光施設等における、熱中症対策設備等の整備を推進してい  
こうと考えております。熱中症対策の事業内容としては、訪日外  
国人旅行者が訪れるような観光施設等に対して、例えばスポット  
クーラーや、ミストシャワー等の整備を行うことができます。対  
象の観光施設については、例えば、神社仏閣や、動植物園、水族  
館観光案内所等の訪日外国人旅行者が毎年一定数訪れている又は  
訪れると推定される施設等が対象となっています。事業スキーム  
としては、補助率は 1/2 としており、民間事業者や地方公共団体

14:44

等を対象に、整備していきたいと考えております。次のページお願いします。

常時稼働しているものですが、観光庁としましては、監修している訪日外国人旅行者向けのプッシュ型通知アプリにて対応しております。例えば、緊急地震速報、それから熱中症情報等をプッシュ型で通知し、情報を提供するというふうな機能を持たせたものになります。このような取り組みから訪日外国人旅行者に対する情報提供、それから訪日した際の熱中症対策をしっかりと取り組んでいきたいと考えております。説明は以上となります。ありがとうございました。

環境省  
(高山)

はい、ありがとうございました。最後に、環境省の気候変動科学適用室からご報告いただきます。

14:47

環境省 気候変動科学・適応室  
(羽井佐)

はい。気候変動科学的教室の羽井佐と申します。よろしく申し上げます。次のページお願いします。

環境省の気候変動科学適応室では、気候変動適応法を担当しております。このスライドで全体像をご説明します。まず、この適応法に基づいて、中段ほどに書いてあります通り、5年ごとに最新の気候変動影響評価報告書を取りまとめることになってまいります。その最新のものが本年の2月に公表するに至りました。来年度、これを踏まえて気候変動適応計画の改定を予定しております。

14:47

現行の気候変動適応計画を。このスライドの下の方に書いておりますが、目標を定めて、それから分野別にええ政策を位置づけて、それから基盤的な政策情報、情報基盤の整備といった基盤的施策を位置づけるという形をとってきております。これについて来年度改定をしていく方針でおります。次のページをお願いします。

その改定の元となる最新の科学的知見をまとめたものが影響評価報告書ということになります。今回、第三次影響評価報告書を作成しました。二次に比べまして、最新かつ広範な科学的知見を取りまとめ、それから影響の重大性の評価を二段階から三段階に細分化し、それから特に強い影響を受ける地域や対象についての知見がある場合は、そちらもまとめ、最後に適応策がすでに様々取られていますので、そういったことの効果についての知見があれば、それらもまとめて見られるようにしています。その結果として、現状から将来予測にわたって、重大性や緊急性や確信度がと

もに高い項目が浮かび上がっており、それを特に優先的に対応が必要な項目として明示することになりました。適応計画の検討にあたっては、その特に優先的に対応が必要な項目に着目しながら施策をまとめ進めていきたいというふうに考えておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。ここで、7つの分野、農業、林業、水産業、水環境、水資源、自然生態系、自然災害、沿岸域、健康、それから産業経済活動と国民生活、都市生活という七つの分野それぞれにつきまして、特に優先的に対応が必要な項目として明示されたものをリストアップしています。次のスライドをお願いします。

健康分野に関しましては、やはり暑熱、感染症、それからその他様々なリスクが、科学的知見により指摘をされています。今回、関係の深い暑熱につきましては、高温による全死亡の増加ですとか、それから、特に高齢者や相対的に寒冷な地域や大都市圏でのリスクが増加しているといった知見を取りまとめています。暑熱に関連しては、これ以外にもえ熱中症や疾病発生、悪化、死因別の死亡リスクの増加などといったことが知見としてまとめられています。次のページをお願いします。

適応計画の来年度の検討の進め方でございますが。この2月16日、2月17日に、それぞれええ共用科目書の公表と、環境大臣が基調となる推進会議を開催しておりますので、これから中央環境審議会や気候変動適応推進会議、それから幹事会での議論を進めていき、来年度の年度内には閣議決定という進め方をしていきたいと考えております。熱中症の実行計画とともに足並み揃えて進めていきたいと考えておりますので、引き続きご協力をお願いします。以上です。

環境省  
(高山)

14:51

皆様どうもありがとうございました。本日の議題は以上になりますが、全体を通して皆様から何かご意見やご質問などございますでしょうか。

はい特になければ、以上をもちまして、今年度第1回の熱中症対策推進会議幹事会を閉会したいと思います。皆様、ご参加いただきまして、どうもありがとうございました。